

土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ

事業計画策定					(a) 台帳・分布図等閲覧場所 ア 北海道教育庁文化・スポーツ課 イ 市町村教育委員会	
台帳・分布図等閲覧 (a)						
事業予定地内または周辺に埋蔵文化財包蔵地が					(b) 事前協議書提出経路 市町村教委 局 文化・スポーツ課	
存在しない	存在する					
事業予定面積が1haを	現状保存が	可能	工事計画変更	保存	(c) 所在調査 事業計画用地内の埋蔵文化財包蔵地の有無および開わり方を表面踏査で調査する。	
超えない	超える	不可能				
	市町村教育委員会に事前協議書提出 (b)				(d) 試掘調査 事業計画用地内の埋蔵文化財包蔵地の広がりおよび内容を対象面積の1%程度試掘して調査する。	
	土地の立ち入り許可を得る					
	所在調査 (A調査) 実施 (c)					
	残っていない	試掘で確認する必要がある			(e) 確認調査 地下に残る埋蔵文化財の範囲、内容・性格等を記録する必要がある場合に行う部分的発掘調査。最大で対象面積の10%程度。	
工事着工可	保存が	可能	工事計画変更	保存		
	不可能					
	土地の掘開許可を得る (農地の場合、一時転用許可が必要な場合がある)					
	試掘調査 (B調査) 実施 (d)					
	埋蔵文化財包蔵地と工事の関係は	盛土工法で保存可能	保存		確認調査を行う場合がある (e)	
	影響が軽微	工事で破壊される				
工事着工	工事のための発掘届・通知 (法 93・94条)	慎重工事 または 工事立会の回答	保存が	可能	工事計画変更	保存
			不可能			
遺構等が	確認された				発掘調査が必要の回答	
確認されない	遺跡発見届 通知 (法 96・97条)				用地買収 経費負担 調査体制等の条件整備	
工事終了 (工事立会を実施した場合は報告書を提出)	保存が	不可能			発掘調査計画作成 工事のための発掘届 通知 (法 93・94条) 調査のための発掘届 (法 92条) 発掘調査実施	
	可能				保存を要する重要な遺構等を	
	工事計画変更					
	保存	保存協議	検出した		検出しない	
					調査終了	
					発掘報告 (法 99条)・発見届 文化財認定 (法 102条)	
					整理作業	
					報告書の刊行	
					市町村への譲与 (法 106条) 出土文化財の収蔵・保管・活用	